

ちょっと待って!



そのトラック

無許可業者ではありませんか?

CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION!

! 大阪市内の家庭から出る粗大ごみや不用品、廃家電の収集には**大阪市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。**

※古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維のみの専ら物収集を除く。

粗大ごみ

例

たんす 本だな 植木

木製机 プランター

電化製品

例

アイロン パソコン

ポット ゲーム機

家電リサイクル法対象品目

例

テレビ エアコン

洗濯機 冷蔵庫

注) 再生利用業指定業者などが回収する一般家庭用の家電リサイクル法対象品目を除く。

! 言うまでも無く、**無許可・悪徳業者は違法です。**

郵便受けに「見積無料・格安処分」などと表記したチラシを投函したり、またはインターネット上においてホームページなどを大々的に展開し営業活動を行っているものの多くは無許可・悪徳業者です。一般廃棄物の収集運搬は再委託できないので、提携しているとホームページに記されていても違法の疑いがあります。



すごいアピールだけど、違法なんだ

さらにその業者に知らずに仕事を依頼した排出者も法に問われる可能性があります。絶対に無許可・悪徳業者を利用しないでください。廃棄物処理法25条第1項の規定により「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金(又はこれを併科)」に処される場合があります。

